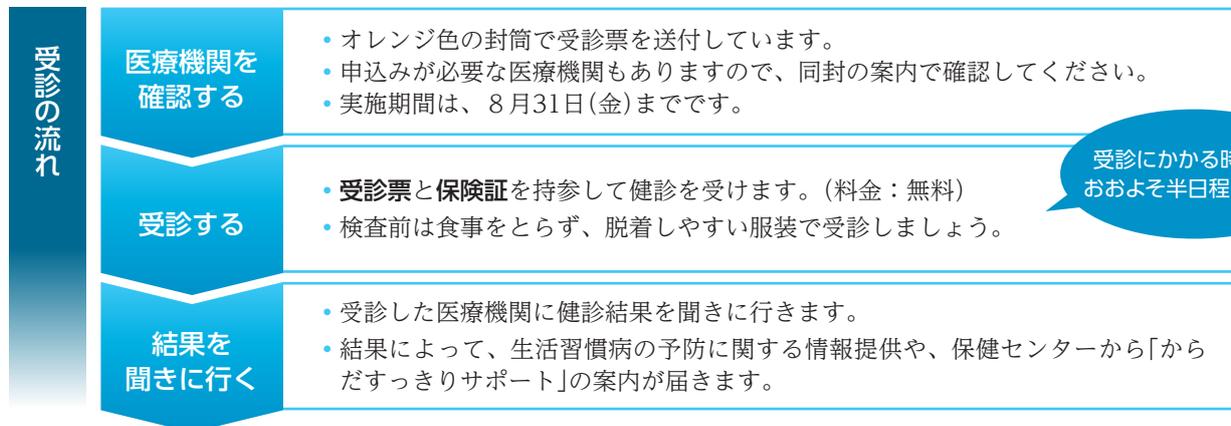


66歳から74歳までの国民健康保険加入者の 特定健診がはじまりました



特定健診の目的は、突然死や介護の原因となる心臓病や脳卒中などの生活習慣病を発症する前に異常に気づき、予防することです。早期に発見できれば、生活習慣を見直すことで未然に防ぐことができます。自覚症状が無いうちに異常を発見するためにも、元気なときこそ健診の受診が必要です。



- ・治療中(医療機関への通院中)の人も対象となります。
- ・40歳～65歳までの人も受診できます。
- ・人間ドックの助成を受ける人は特定健診の対象外となります。詳しくは、住民人権課までお問合せください。

問 住民人権課 ☎32-1104

国民健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定証の更新を忘れずに！

現在お手元にある認定証の有効期限は、7月31日(火)までとなっています。引き続き認定証が必要な人は、次のものをご持参のうえ、住民人権課で手続きを行ってください。

■**持ち物** お持ちの限度額適用・標準負担額減額認定証、印鑑(朱肉を使うもの)、個人番号カードまたは個人番号通知カード

■**申請期間** 8月1日(水)～8月31日(金)

問 住民人権課 ☎32-1104

国民健康保険税(普通徴収)の納付回数を変更しました

平成30年度より国民健康保険税の普通徴収(納付書、口座振替)における納付回数を8回から10回に変更しました。納付回数の変更に伴い、国民健康保険税は、前年度(平成29年度)保険税額をもとに暫定的に税額を決定する仮算定と、年間保険税額を決定する本算定との2段階に分けて税額が算出されます。

なお、全納で口座振替を登録されている場合は、1期、2期は期ごとに、3期～10期は一括して、3期の納期限7月31日(火)に口座から引き落とされますのでご注意ください。

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
仮算定			本算定						
各期の税額は平成29年度年税額の10分の1相当額			平成30年度の国民健康保険税額から仮算定で決定した税額を差し引いて各期に分割した額						

※5月：仮算定の納税通知書発送月、7月：本算定納税通知書発送月

※仮算定で納付した金額が、本算定後の税額を上回っている場合は、差額分を還付します。

問 税務課 ☎32-1103